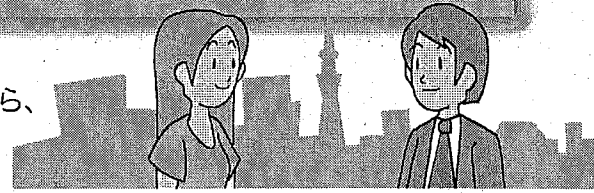


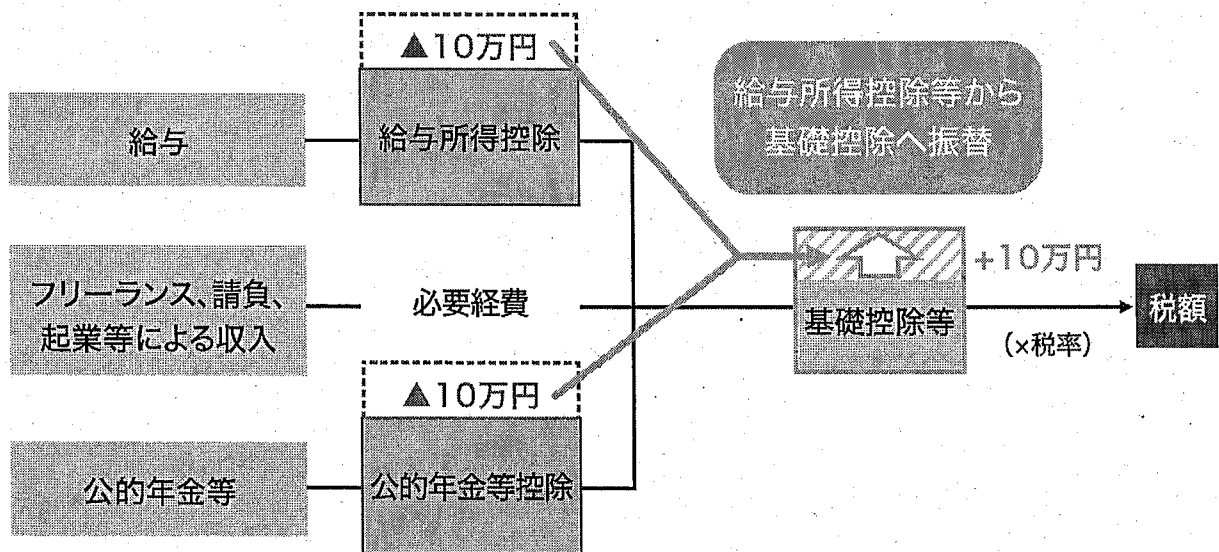
働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、個人所得課税の見直しを行います。

※平成32年分(2020年分)以後の所得税について適用します。



## (1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げます。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

### 財務省ホームページの御紹介

財務省ホームページの税のページでは、税制改正の内容の御紹介などのほか、税に関するメールマガジンの配信サービスや、税財政を楽しく学習するキッズコーナーなども掲載しています。是非、御覧ください。

<https://www.mof.go.jp>

